

令和3年度共同生活援助指図書事項一覧

1事業所中

番号	分類	指図書内容(文書指図書)	根拠法令	指図書数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第197条第6項	1
2	アセスメント	アセスメントが初回のみ行われ、計画変更時や利用者の状態像に変化があった際にアセスメントを行っていることが確認できない事例がありました。当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握を行い、自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討してください。	都条例第155号第199条で準用する第54条第2項第3項	1
3	実施状況の把握・評価説明	個別支援計画作成後のモニタリングが一度も行われていない事例がありました。実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。	都条例第155号第199条で準用する第54条第7項	1